

平成31年第4回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成31年4月11日（木）午後2時
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志

2番 成島 誠

4番 中野 栄

5番 大井 栄一

6番 根本 博

7番 田村 星寿

8番 宮久保 勝

9番 三須 清一

10番 須藤 喜一郎

4. 欠席委員

3番 大炊 三枝子

5. 出席事務局職員

局長 増田 浩四郎

次長 大井 一郎

庶務係長 富塚 隆則

農地係長 鈴木 光一

農政課主任 美濃 祐樹

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画（案）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

三須清一会長 ただ今から平成 31 年第 4 回我孫子農業委員会総会を開催いたします。

本日は委員 9 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2 番 成島誠委員

4 番 中野栄委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日までご審議いただく案件は議案第 1 号から議案第 5 号までの合計 5 議案です。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、1 件です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について」、1 件です。

議案第 3 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、2 件です。

議案第 4 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は利用権の新規設定が 7 件、再設定が 3 件です。

議案第 5 号は「農用地利用配分計画（案）について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 31 年 4 月 11 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は 4,102m²です。所在地は J R 成田線〇〇駅の北約 1.1km です。位置図は議案資料の 4 ページをご覧ください。

使用貸借権を設定し、農業経営規模を拡大するため農地を購入するものです。譲受人は

〇〇の農業者で、譲渡人も〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第1号について調査結果を報告します。譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は、自作地と借受地を合わせて約 2.48 ヘクタールです。農作業従事日数は本人、妻、父、母ともに年間 330 日です。トラクター、耕運機などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

大井栄一委員。

大井栄一委員 意見というよりも。従事者の父親、母親が 90 歳、89 歳で、本人、妻と同じように従事日数が 330 日になっていますけど、全く同じと理解していいんですかね。この辺がちょっと気になったのですが。一応、多分届出があれなんでしょうけど、それがちょっと気になったので。よろしくをお願いします。

三須清一会長 この件に関して事務局。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開します。

事務局 この父母の従事日数なんですけど、毎年年末に行っております申告書の回答に基づいてうちのほうで入力しています。本人から〇〇さん、そして〇〇さんは 330 という従事日数で申告されておりますので、このように 330 日というかたちで表示されてお

ます。

中野栄委員 ちょっとよろしいですか。

三須清一会長 はい、中野委員。

中野栄委員 これ、330日になっていますけども、多分めいっぱい一日仕事はしていないとは思いますが。確かにこの前も〇〇さん、地下足袋履いていたと思うんですけども、恐らく出荷の手伝いとか、何かそういう、ね、若い人と同じだけの時間じゃなくても、これも一日に換算されると言っていましたよね。

三須清一会長 はい。

中野栄委員 だからそんな関係だと私は理解しているんですけども、いかがでしょうか。

三須清一会長 はい、分かりました。大井委員よろしいですか。

●**大井栄一委員** はい。

三須清一会長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」及び議案第3号整理番号2番は関連がございますので一括審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議ないものと認め、一括審議を行います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」。下記のとおり

「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」及び議案書4ページ、議案第3号整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成31年4月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は平成30年12月25日申請、平成31年1月総会議案第2号として審議し、所有権移転を伴う申請として許可されたものです。今回、譲渡人の事情により許可処分の取消願があり、所有権移転を取りやめ、改めて賃借権の設定のための農地法第5条の許可申請があったものです。

事務局からは以上です。

(事務局から『暫時休憩をお願いします』の声あり)

三須清一会長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開します。

これより議案第2号並びに議案第3号整理番号2番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第2号における取消並びに議案第3号整理番号2番について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号及び議案第3号整理番号2番は原案どおり決定することといたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成31年4月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号1番の説明をします。議案資料は13ページからとなります。

転用目的は資材置き場にするものです。

申請地は〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目・畑、現況地目・宅地の3筆、合計面積は297.9m²です。所有権移転の権利設定です。所在地はJR成田線〇〇駅の北約1kmで、〇〇〇〇〇〇〇の北西側です。位置図は議案書の16ページをご覧ください。

申請地は所有権移転の権利を設定し、資材置き場として農地転用するものです。譲渡人は〇〇〇〇〇〇の方で、譲受人は〇〇の建築リフォーム業の方です。

事業計画では土地建物を借地借家して事業を行っている譲受人が、今利用している土地では狭いことから、隣地である申請地を資材置き場として売買により取得するものです。

土地代金は〇〇〇万円、諸経費は〇〇万円です。資金については全額自己資金で対応するものとして、金融機関の残高証明書で確認しています。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第3号整理番号1番について調査結果を報告します。譲受人及び譲受人の代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

当該地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

申請地は平たんで、埋め立て等の必要がありません。雨水は自然浸透で、用水等も必要ありません。隣接農地所有者はありません。また、他法令については特にありません。

以上、第1調査会では農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号1番を採決します。

事務局 すみません、会長、ちょっと暫時休憩をお願いします。

三須清一会長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開します。

何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号1番を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1番は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

なお、整理番号1番については〇〇〇〇委員が、整理番号6番については〇〇〇〇委員が利用権設定者となっております。〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員は農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページをお開きください。

議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成31年4月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は25ページからとなります。

整理番号1番、貸借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の登記地目・田、現況地目・畑の一筆、〇〇字〇〇地先の地目・田一筆及び〇〇字〇〇地先の田二筆、合計面積は1万3,898m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号2番、貸借権を設定する農地は〇〇地先の田一筆、面積は4,312m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号3番、貸借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は491m²です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇市の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号4番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇地先の田二筆、及び〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 5,192m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号5番、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 2,137m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たり〇万円で、期間は 10 年間です。

整理番号6番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は 1,000m²です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者も〇〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号7番、賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,000m²です。貸付者は〇〇市の方です。賃借料は全面積に対してコシヒカリー等米〇〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号8番、賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は 1,432m²です。貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号9番、賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,006m²です。貸付者は〇〇市の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号10番、賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 1,953m²です。貸付者は4名で、〇〇〇〇〇〇、〇〇市、〇〇〇市、そして〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ玄米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第4号整理番号1番の借受者の経営面積は借受地を含め、約 4.09 ヘクタールです。農業従事日数は本人と妻が年間 330 日、子が 310 日、父が 300 日です。トラクター3台を始め、農業施設を保有しています。

整理番号2番の借受者の経営面積は借受地を含め、約 2.46 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 250 日、母が 80 日です。トラクター1台を始め、農業施設を保有しています。

整理番号3番及び6番の借受者の経営面積は借受地を含め、約 8.2 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 250 日です。トラクター2台を始め、農業施設を保有しています。

整理番号4番の借受者の経営面積は借受地を含め、約9.05ヘクタールです。農業従事日数は本人と母が年間290日です。トラクター3台を始め、農業施設を保有しています。

整理番号5番の借受者の経営面積は借受地を含め、約3.7ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間150日、父が100日、妻が50日です。トラクター2台を始め、農業施設を保有しています。

整理番号7、8、9番及び10番は借受者が農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会です。この後、農用地利用配分計画案に基づき、権利設定するものです。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1番から10番までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第4号の整理番号2番から5番及び7番から10番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号の整理番号2番から5番及び7番から10番は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第4号整理番号1番に対する質疑に入ります。

〇〇〇〇委員は先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。

(〇〇〇〇委員、退室)

三須清一会長 議案第4号整理番号1番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号1番は原案どおり決定することとしました。

〇〇〇〇委員は入室してください。

(〇〇〇〇委員の入室を確認)

三須清一会長 続きます、議案第4号整理番号6番に対する質疑に入ります。

〇〇〇〇委員は先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。

(〇〇〇〇委員、退室)

三須清一会長 議案第4号整理番号6番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号6番は原案どおり決定することとしました。

〇〇〇〇委員は入室してください。

(〇〇〇〇委員の入室を確認)

三須清一会長 続いて、議案第5号「農用地利用配分計画(案)について」を審議します。

なお、〇〇〇委員が利用権設定者となっております。〇〇〇委員には農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の9ページをお開きください。

議案第5号「農用地利用配分計画(案)について」。農用地利用配分計画(案)についてこの会の意見を求めます。提出日平成31年4月11日、我孫子市農業委員会会長、三

須清一。

本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、市長から農業委員会に対して農用地利用配分計画案について意見を求められたものです。農地中間管理機構である千葉県園芸協会による〇〇〇ほかの田の貸し付けに係る計画案を作成するものです。計画の詳細は農政課より説明します。

農政課美濃祐樹主任 農政課の美濃です。よろしくお願いたします。私から農用地利用配分計画案についてご説明いたします。

農用地利用集積計画のうち千葉県園芸協会に貸し付けをする 4 件が農用地利用配分計画の対象となっております。利用集積計画の詳細につきましては、議案書が 7 ページから 8 ページ、議案資料が 32 ページから 35 ページです。

では、内容についてご説明いたします。

中間管理事業で農地を借り受けるための基本原則についてなんですが、こちらは当該担い手に農地を貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資すること、また、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないことが条件となっております。今回の配分を受ける形態はこれらの原則を満たしていると考えられます。

では、案件のご説明をいたします。今回の案件は〇〇市、〇〇、〇〇市の農業者の方への配分となっております。

まず 1 件目、議案資料 32 ページの案件です。こちらは〇〇市の農業者の方への配分となっております。対象となる農地は〇〇〇の田一筆です。当該農地の所有者の方が担い手への貸し付けを強く希望している農地となっております。

2 件目が〇〇の担い手の方への配分となっております。対象となる農地は〇〇の田一筆です。担い手は対象農地の隣接地を既に耕作しております。配布資料の中で今回ホチキス止めされている地図を 2 枚お付けしているんですけども、こちらのピンク色で塗られている部分が今回新たに借り受けられる農地となっております、オレンジで色付けされているところが既に耕作されている農地となっております。既に隣地を耕作されており、分散錯圃の解消につながるものになります。また、当該農地の所有者の方が担い手への貸し付けを強く希望しております。

3 件目は〇〇市の農業者の方への配分となっております。対象となる農地は〇〇〇の田一筆で、当該農地の所有者が担い手への貸し付けを強く希望しています。

4 件目も続いて〇〇市の法人の方への配分となっております。対象となる農地は〇〇〇の田一筆です。担い手は対象農地の隣接地を既に耕作しております。先ほどの地図の 2 枚目です。ピンク色が今回借り受ける農地で、オレンジ色の道をはさんで向かい側二筆が既に耕作している農地となっております。分散錯圃の解消につながります。また、当該農地

の所有者が担い手への貸し付けを強く希望しているものとなります。

以上4件が配分計画案となります。農政課からは以上です。

三須清一会長 ご苦労さまです。

事務局 会長、暫時休憩をお願いします。

三須清一会長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開します。

根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案資料31ページをお開きください。

農用地利用配分計画案に基づき、〇〇市の農家に権利設定するものです。権利設定する土地は同資料32ページの現況地目・田一筆で、面積が3,000m²です。

続いて、議案資料33ページをお開きください。

農用地利用配分計画案に基づき、〇〇の農家に権利設定するものです。権利設定する土地は資料33ページの現況地目・田一筆で、面積が1,432m²です。

続いて、議案資料34ページをお開きください。

農用地利用配分計画案に基づき、〇〇市の農家に権利設定するものです。権利設定する土地は資料34ページの現況地目・田一筆で、面積が3,006m²です。

続いて、議案資料35ページをお開きください。

農用地利用配分計画案に基づき、株式会社竹田農場に権利設定するものです。権利設定する土地は資料35ページの現況地目・田一筆で、面積が1,953m²です。

第1調査会では貸し付ける農地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資するなどの決定基準を満たしていることから本計画案は適当と判断し、全員一致をもって付すべく意見はなしとの判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第5号の議案資料33ページを除く権利設定に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第5号議案資料33ページを除く農用地利用配分計画について付すべく意見なしと決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号議案資料33ページを除く農用地利用配分計画については付すべく意見なしと決定することにいたしました。

これより議案第5号議案資料33ページの権利設定に対する質疑に入ります。

〇〇〇委員は先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。

(〇〇〇委員、退室)

ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第5号議案資料33ページの農用地利用配分計画については付すべく意見なしと決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号資料33ページの農用地利用配分計画案については付すべく意見なしと決定することにいたしました。

〇〇〇委員には入室していただきます。

(〇〇〇委員の入室を確認)

三須清一会長 以上で審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から第2号までの2件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。転用目的・事由は住宅敷地の拡張です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分につ

いて」で、2件受理しました。転用目的・事由は2件とも住宅です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から2号までで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

根本委員には自席に戻っていただきます。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成31年第4回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人